

別途検討事項について

永田浜ウミガメ保全協議会事務局

前議事において別途検討とされた課題については、エコツーリズム推進法と地域自然資産法を導入することで解決を図りたい。

また、どちらも検討にあたっては地元関係者を含めた関係者間において合意形成を得る必要性が高いことから、永田区に対し、当協議会への参画を呼びかけたい（規約別表 1 に永田区を追加）。

○先の議題で挙げられた事項（資料 3-1 から抜粋）

⑥B	観察ルールは島内外に対してある程度浸透したが、法的根拠がないことを理由に協力を得られない場合があった。【資料 2-2 など】	別途検討
	観察会が実施されていない 8 月期において無秩序な利用が目立った。【資料 2-2 など】	別途検討
⑩B	今後、事業の実施に必要な経費を行政の予算のみでまかないきれなくなる可能性がある。	別途検討
他	連絡協議会だけで実施するウミガメ観察会では質の確保や協力金運営などに限界がある。	別途検討

【概要】

- ・ルールベースで永田浜における適正利用を図ることは限界がある。
- ・地元だけでウミガメ観察会を行っていくことは困難になっている。
- ・永田浜やウミガメを保護管理するための事業費を今後も行政のみで負担していくことは非現実的である。
- ・協力金の運用には透明性や公正性が求められる。

【望まれる姿】

- ・浜の立ち入りや協力金（入域料）の徴収に関して法的根拠がある。
- ・保護管理のために必要な事業を実施するための事業費がある。
- ・協力金の運用が原則公開され、多くの主体が参画し、透明性や公正性がある。

○エコツーリズム推進法について

別紙①参照。

○地域自然資産法について

別紙②参照。

○今後のスケジュール案

- ・H30年度第1回 : エコツーリズム推進法や地域自然資産法を導入することの確認。
- ・H30年度第2回 : これまでの検討経過の確認と規制内容、事業内容の検討。
- ・H31年度シーズン : H30年度検討した内容に基づいて各事業を試行。
- ・H31年度シーズン後 : 規制内容や地域計画に関する検討を2～3回実施。